

RB

令和 7 年度

浜 松 市 財 政 健 全 化 及 び
経 営 健 全 化 審 査 意 見 書

浜 松 市 監 査 委 員

浜 監 第 64 号
令和 8 年 9 月 14 日

浜松市長 中 野 祐 介 様

浜松市監査委員 石 坂 守 啓

浜松市監査委員 佐 藤 雅 秀

浜松市監査委員 幸 田 恵里子

浜松市監査委員 加 茂 俊 武

財政健全化及び経営健全化に係る審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により令和 7 年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

令和7年度 浜松市財政健全化及び経営健全化に係る審査意見	4
第1 審査の基準	4
第2 審査の対象	4
第3 審査の期間	4
第4 審査の着眼点及び実施内容	4
第5 審査の結果	5
1 健全化判断比率	5
2 資金不足比率	5
3 審査意見	6
第6 健全化判断比率及び資金不足比率の状況	7
1 健全化判断比率	7
(1) 実質赤字比率	7
(2) 連結実質赤字比率	8
(3) 実質公債費比率	9
(4) 将来負担比率	10
2 資金不足比率	12
(1) 公営企業会計(法適用企業)	12
(2) 公営企業会計(法非適用企業)	14

凡 例

本文、表及び図中の金額等の記述は、次の要領による。

- 1 表中に用いた年度は、審査意見を除き、原則として元号を省略した。
- 2 本文中に用いた金額は、原則として万円未満を切り捨てて表示した。
- 3 本文及び表中に用いた比率は、総務省が示す算定方法に基づいている。
- 4 各表中、負の値となるものは値の前に「△」を付している。
- 5 各表の資料は、各会計決算書又は関係部局等からの提出物を基に作成した。
- 6 用語の定義等は特段の定めがある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の定めるところによる。

令和 7 年度 浜松市財政健全化及び経営健全化に係る審査意見

第 1 審査の基準

この審査は、浜松市監査基準(令和 2 年浜松市監査委員告示第 2 号)に準拠して実施した。

第 2 審査の対象

1 令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 令和 7 年度決算に基づく資金不足比率

(1) 地方公営企業法適用企業

- ア 浜松市病院事業会計決算
- イ 浜松市水道事業会計決算
- ウ 浜松市下水道事業会計決算

(2) 地方公営企業法非適用企業

- ア 浜松市と畜場・市場事業特別会計決算
- イ 浜松市中央卸売市場事業特別会計決算

(注) 「地方公営企業法適用企業」は地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業(以下「法適用企業」という。), 「地方公営企業法非適用企業」はそれ以外の公営企業(以下「法非適用企業」という。)

3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 3 審査の期間

令和 8 年 7 月 1 日から同年 8 月 19 日まで

第 4 審査の着眼点及び実施内容

以下の点を着眼点とし、検証した。

- ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「健全化法」という。)その他関係法令に基づいて算定されているか
- ・その算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか

審査手続については、関係資料との照合、関係職員からの説明聴取等により審査を行った。

第5 審査の結果

前記のとおり審査した限り、重要な点において、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められた。

1 健全化判断比率

(単位：％)

区 分	7 年度	6 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.25	30.00
実 質 公 債 費 比 率	2.6	3.3	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	—	—	400.0	

- (注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支及び連結実質収支が黒字であるため「—」と記載した。
2 将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため「—」と記載した。
3 早期健全化基準…基準値以上の場合、健全化法第4条第1項に規定する「財政健全化計画」を定めなければならない。
4 財政再生基準…基準値以上の場合、健全化法第8条第1項に規定する「財政再生計画」を定めなければならない。

2 資金不足比率

(単位：％)

区 分	7 年度	6 年度	早期健全化基準
病 院 事 業 会 計	—	—	20.0
水 道 事 業 会 計	—	—	
下 水 道 事 業 会 計	—	—	
と 畜 場 ・ 市 場 事 業 特 別 会 計	—	—	
中 央 卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	—	—	

- (注) 全ての公営企業会計において、資金不足額は計上されていないため、資金不足比率は「—」と記載した。

3 審査意見

令和7年度決算における健全化判断比率について、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、一般会計等が黒字のため算定されなかった。3年間の平均で表される実質公債費比率は2.6%で、元利償還金の減により、令和6年度に比べ0.7ポイント改善した。比較可能な、公表済の令和6年度類似政令市平均6.0%を下回っている。

また、将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ることから算定されなかった。各比率とも、財政状況の悪化を示す早期健全化基準を大きく下回り、健全な水準を維持した。

一方で、昨今の金利上昇に伴い、公債費の増加が懸念されることから、中期財政見通しで示された収支不足への対応を進めるとともに、必要な投資は着実にを行うなど、安定的で持続可能な財政運営に努められたい。

また、公営企業会計においても資金不足比率は、資金不足額が発生していないことから算定されなかった。今後も公営企業会計については、安定した経営基盤を維持されたい。

【参考】健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象会計

一般会計等	一 般 会 計			実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	一般会計等に属する特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業						
		公共用地取得事業						
		育英事業						
		学童等災害共済事業						
		公債管理						
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業						
		介護保険事業						
		後期高齢者医療事業						
		小型自動車競走事業						
		駐車場事業						
	公営企業に属する特別会計	法適用企業	病院事業	資金不足比率				
			水道事業					
		法非適用企業	下水道事業					中央卸売市場事業
			と畜場・市場事業					
			中央卸売市場事業					
	一部事務組合 ・広域連合	一部事務組合						
		浜名湖ボートレース企業団						
浜名学園組合								
静岡県後期高齢者医療広域連合								
	広域連合		静岡県地方税滞納整理機構					

(注) 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定する。

第6 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

- ・一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

$$\text{実質赤字比率 } 0\% (-) = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)} \quad 0 \text{ 円}}{\text{標準財政規模 (B)} \quad 235,456,729 \text{ 千円}}$$

※1 一般会計等の実質赤字額は、一般会計及び特別会計のうち、普通会計に相当する会計における実質赤字の額をいう。

※2 標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源の標準規模を示したものである。

標準財政規模(235,456,729千円)は、標準税収入額等(191,888,698千円)、普通交付税額(43,568,031千円)、臨時財政対策債発行可能額(0円)の合計。

実質赤字比率の状況

(単位 金額：千円、比率：％、比率増減：ポイント)

区 分			実 質 収 支 額		
			7 年 度	6 年 度	増 減
一 般 会 計 等	一 般 会 計		5,171,477	7,366,638	△ 2,195,161
	一般会計等 に属する 特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	91,522	112,629	△ 21,107
		公共用地取得事業	—	—	—
		育英事業	2,503	10,200	△ 7,697
		学童等災害共済事業	417	1,099	△ 682
		公債管理	0	0	0
	合 計 (a)		5,265,919	7,490,566	△ 2,224,647
実 質 赤 字 額 (A)		0	0	0	
標 準 財 政 規 模 (B)		235,456,729	228,440,968	7,015,761	
実 質 赤 字 比 率 (A) / (B)		—	—		
(参 考) (△a) / (B)		(△ 2.23)	(△ 3.27)	1.04	

(注) 1 実質収支が黒字である場合、負の値で表示される。

2 母子父子寡婦福祉資金貸付事業の実質収支額は、事業繰越額を控除した額。

3 公共用地取得事業は、令和4年度以降事業が無かったため「—」と記載した。

対象となる会計別の実質収支額の合計は52億6,591万円の黒字であり、実質赤字額0円のため、実質赤字比率は算定されない。(報告上「—」で表示)

参考として括弧内に表示した実質黒字額の標準財政規模に対する比率は、△2.23%である。

また、令和7年度の標準財政規模は2,354億5,672万円で、令和6年度に比べて、70億1,576万円増加した。主として臨時財政対策債発行可能額が皆減したものの、標準財政規模を構成する普通交付税額及び標準税収入額が増加したことによるものである。

(2) 連結実質赤字比率

- ・一般会計、特別会計及び公営企業会計の全てを対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率
- ・全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

$$\text{連結実質赤字比率} \quad 0\% \text{ (-)} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A)} \quad 0 \text{ 円}}{\text{標準財政規模 (B)} \quad 235,456,729 \text{ 千円}}$$

連結実質赤字比率の状況

(単位 金額：千円、比率：％、比率増減：ポイント)

区 分			実質収支額又は資金不足・剰余額		
			7 年度	6 年度	増 減
一般会計等	一 般 会 計		5,171,477	7,366,638	△ 2,195,161
	一般会計等に属する特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	91,522	112,629	△ 21,107
		公共用地取得事業	—	—	—
		育英事業	2,503	10,200	△ 7,697
		学童等災害共済事業	417	1,099	△ 682
		公債管理	0	0	0
	小 計 (a)		5,265,919	7,490,566	△ 2,224,647
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業		1,251,367	1,677,305	△ 425,938
	介護保険事業		549,390	922,306	△ 372,916
	後期高齢者医療事業		89,260	72,229	17,031
	小型自動車競走事業		361,108	744,648	△ 383,540
	駐車場事業		14,417	22,443	△ 8,026
小 計 (b)		2,265,542	3,438,931	△ 1,173,389	
公営企業に係る特別会計	法適用	病院事業	5,963,222	5,780,011	183,211
		水道事業	5,021,454	4,884,713	136,741
		下水道事業	5,020,807	5,185,701	△ 164,894
	法非適用	と畜場・市場事業	0	0	0
		中央卸売市場事業	21,189	31,039	△ 9,850
小 計 (c)		16,026,672	15,881,464	145,208	
合 計 (a)+(b)+(c)=(d)		23,558,133	26,810,961	△ 3,252,828	
連結実質赤字額 (A)		0	0	0	
標準財政規模 (B)		235,456,729	228,440,968	7,015,761	
連結実質赤字比率 (A)/(B)		—	—	—	
(参 考) (△d)/(B)		(△ 10.00)	(△ 11.73)	(1.73)	

- (注) 1 連結実質収支が黒字である場合、負の値で表示される。
2 母子父子寡婦福祉資金貸付事業の実質収支額は、事業繰越額を控除した額。
3 公共用地取得事業は、令和4年度以降執行が無かったため「—」と記載した。

対象となる会計ごとの実質収支額又は資金不足・剰余額の合計は235億5,813万円の黒字であり、連結実質赤字額0円のため、連結実質赤字比率は算定されない。(報告上「—」で表示)

参考として括弧内に表示した連結実質黒字額の標準財政規模に対する比率は、△10.00%である。

(3) 実質公債費比率

- ・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率の3か年平均
- ・借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

実質公債費比率(単年度) 2.05888%

$$\begin{aligned}
 & \left(\text{元利償還金(A)} 21,238,739 \text{ 千円} + \text{準元利償還金(B)} 12,404,028 \text{ 千円} \right) \\
 & - \left(\text{(A)又は(B)に充てられる特定財源(C)} + \text{算入公債費及び算入準公債費の額(D)} \right) \\
 & \quad 5,270,620 \text{ 千円} \quad 24,018,893 \text{ 千円} \\
 & = \frac{\left(\text{標準財政規模(E)} 235,456,729 \text{ 千円} - \text{算入公債費及び算入準公債費の額(D)} 24,018,893 \text{ 千円} \right)}{235,456,729 \text{ 千円}}
 \end{aligned}$$

実質公債費比率の状況

(単位 金額：千円、比率：%、比率増減：ポイント)

区 分	7年度(a)	6年度(b)	5年度(c)	4年度(d)	増 減 (a)-(b)
元利償還金 (A)	21,238,739	22,138,224	24,489,860	25,816,017	△ 899,485
準元利償還金 (B)	12,404,028	12,749,553	11,537,801	11,922,260	△ 345,525
(A)又は(B)に充てられる特定財源 (C)	5,270,620	4,950,926	4,968,599	5,237,390	319,694
算入公債費及び算入準公債費の額 (D)	24,018,893	24,417,698	24,830,890	24,632,484	△ 398,805
標準財政規模 (E)	235,456,729	228,440,968	223,069,265	218,550,571	7,015,761
実質公債費比率(単年度) ((A+B)-(C+D))/(E-D)	2.05888	2.70516	3.14176	4.05759	△ 0.64628
7年度実質公債費比率 (3か年平均)	2.6				
6年度実質公債費比率 (3か年平均)		3.3			

令和7年度(5年度から7年度までの3か年平均)の実質公債費比率は2.6%で、早期健全化基準25.0%を大きく下回っている。

(4) 将来負担比率

- ・一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負債等の標準財政規模を基本とした額に対する比率
- ・地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

将来負担比率 △ 26.0% (－)

$$= \frac{\text{将来負担額 (A) 430,036,638 千円} - \text{充当可能財源等 (B) 485,027,588 千円}}{\text{標準財政規模 (C) 235,456,729 千円} - \text{算入公債費等の額 (D) 24,018,893 千円}}$$

将来負担比率の状況

(単位 金額：千円、比率：%、比率増減：ポイント)

区 分	7 年度	6 年度	増 減
ア 将来負担額 (A)	430,036,638	416,838,336	13,198,302
(ア) 当年度末一般会計等地方債現在高	297,788,668	287,282,537	10,506,131
(イ) 債務負担行為に基づく支出予定額	7,501,366	7,873,179	△ 371,813
(ウ) 一般会計等以外の特別会計に係る地方債償還繰入見込額	60,070,832	59,559,572	511,260
(エ) 組合等の地方債償還に係る負担等見込額	0	0	0
(オ) 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	64,675,772	62,123,048	2,552,724
(カ) 設立法人負債額等に係る一般会計等負担見込額	0	0	0
(キ) 連結実質赤字額	0	0	0
(ク) 組合等連結実質赤字額の一般会計等負担見込額	0	0	0
イ 充当可能財源等 (B)	485,027,588	481,988,563	3,039,025
(ア) 充当可能基金額	109,117,339	93,610,134	15,507,205
(イ) 特定財源見込額	32,771,001	33,551,749	△ 780,748
(ウ) 基準財政需要額算入見込額	343,139,248	354,826,680	△ 11,687,432
ウ 標準財政規模 (C)	235,456,729	228,440,968	7,015,761
エ 算入公債費等の額 (D)	24,018,893	24,417,698	△ 398,805
将来負担比率 ((A)-(B))/((C)-(D))	－	－	
(参 考)	(△ 26.0)	(△ 31.9)	(5.9)

- ※1 充当可能基金額…ア(ア)からア(カ)までの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金
- ※2 特定財源見込額……地方債の償還財源に充当することができる国庫支出金、転貸債の償還金、公営住宅賃貸料、都市計画税など特定の歳入見込額
- ※3 基準財政需要額算入見込額……地方債の償還等に要する経費として、公債費又は事業費補正若しくは密度補正により比率算定年度以降において基準財政需要額に算入されることが見込まれる額
- ※4 基準財政需要額…各地方公共団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税法第11条の規定により算出した額

充当可能財源等が将来負担額を上回るため、将来負担比率は算定されない。(報告上「－」で表示)

参考として括弧内に上回る額としてマイナス表示した将来負担比率は△26.0%で、早期健全化基準400.0%を大きく下回っている。

【参考】他の政令指定都市との比較(令和6年度決算に基づく健全化判断比率)

(単位：％)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
札幌市	—	—	3.2	22.2
仙台市	—	—	4.9	44.6
さいたま市	—	—	6.1	20.7
千葉市	—	—	10.4	120.1
横浜市	—	—	9.2	114.9
川崎市	—	—	8.4	111.4
相模原市	—	—	2.9	—
新潟市	—	—	12.4	121.7
静岡市	—	—	5.9	30.9
名古屋市	—	—	6.4	84.2
京都市	—	—	12.0	132.0
大阪市	—	—	0.1	—
堺市	—	—	5.0	—
神戸市	—	—	4.9	64.5
岡山市	—	—	5.7	—
広島市	—	—	8.8	161.3
北九州市	—	—	10.6	143.0
福岡市	—	—	7.7	58.8
熊本市	—	—	5.9	93.1
浜松市	—	—	3.3	—
政令指定都市平均	—	—	6.4	59.1
全市区町村平均	—	—	5.6	6.2

資料 総務省の「令和6年度地方公共団体の主要財政指標一覧」より一部加工

2 資金不足比率

- ・公営企業会計ごとにおける資金不足額の事業規模(料金収入の規模)に対する比率であり、資金不足額は、法適用の公営企業においては、流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として算定され、また、法非適用の公営企業は、実質赤字額と事業規模で算定される
- ・公営企業の資金不足を、公営企業の企業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

$$\text{資金不足比率(法適用企業)} = \frac{\text{流動負債} - \text{流動資産}}{\text{事業の規模}}$$

$$\text{資金不足比率(法非適用企業)} = \frac{\text{歳出額} - \text{歳入額}}{\text{事業の規模}}$$

※1 流動負債…1 年内償還予定地方債(地方公共団体が発行した地方債のうち、1 年以内に償還予定のもの)、未払金、未払費用、前受金、前受収益、賞与等引当金 等

※2 流動資産…現金預金、未収金短期貸付金、基金 等

※3 事業の規模(法適用企業)……営業収益の額 - 受託工事収益の額

※4 事業の規模(法非適用企業)……営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

(1) 公営企業会計(法適用企業)…地方公営企業法第2条の事業

ア 病院事業会計

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	7 年度	6 年度	増 減
資金の不足額 (A)=(a)-(b)	△ 5,963,222	△ 5,780,011	△ 183,211
流動負債等 (a)	1,461,562	862,580	598,982
流動資産等 (b)	7,424,784	6,642,591	782,193
事業の規模 (B)	27,078,350	26,221,362	856,988
資金不足比率 (A)/(B)	—	—	

病院事業会計の資金不足比率は、資金不足額が発生していないため算定されない。

イ 水道事業会計

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	7 年度	6 年度	増 減
資金の不足額 (A)=(a)-(b)	△ 5,021,454	△ 4,884,713	△ 136,741
流動負債等 (a)	4,275,187	3,368,165	907,022
流動資産等 (b)	9,296,641	8,252,878	1,043,763
事業の規模 (B)	10,734,396	10,430,363	304,033
資金不足比率 (A)/(B)	—	—	

水道事業会計の資金不足比率は、資金不足額が発生していないため算定されない。

ウ 下水道事業会計

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	7 年度	6 年度	増 減
資金の不足額 (A)=(a)-(b)	△ 5,020,807	△ 5,185,701	164,894
流動負債等 (a)	4,598,773	3,374,559	1,224,214
流動資産等 (b)	9,619,580	8,560,260	1,059,320
事業の規模 (B)	11,093,960	11,059,612	34,348
資金不足比率 (A)/(B)	—	—	

下水道事業会計の資金不足比率は、資金不足額が発生していないため算定されない。

(2) 公営企業会計(法非適用企業)…地方財政法施行令第46条の事業

ア と畜場・市場事業特別会計

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	7 年度	6 年度	増 減
資金の不足額 (A)=(a)-(b)	0	0	0
歳出額等 (a)	369,065	360,032	9,033
歳入額等 (b)	369,065	360,032	9,033
事業の規模 (B)	123,651	128,146	△ 4,495
資金不足比率 (A)/(B)	—	—	

と畜場・市場事業特別会計の資金不足比率は、資金不足額が発生していないため算定されない。

イ 中央卸売市場事業特別会計

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	7 年度	6 年度	増 減
資金の不足額 (A)=(a)-(b)	△ 21,189	△ 31,039	9,850
歳出額等 (a)	658,901	638,436	20,465
歳入額等 (b)	680,090	669,475	10,615
事業の規模 (B)	451,780	451,968	△ 188
資金不足比率 (A)/(B)	—	—	

中央卸売市場事業特別会計の資金不足比率は、資金不足額が発生していないため算定されない。